

平成25・26・27年度競争参加資格審査申請書の提出及び記載要領 (物品製造等の契約の場合)

独立行政法人 水産大学校

独立行政法人水産大学校（以下「本校」という。）において行う競争契約に参加する資格を得ようとする方は、この要領によって資格審査申請書等を提出して下さい。

なお、この申請による有資格者の資格の有効期間は、平成25年4月1日から平成28年3月31日までの3年間（随時申請された方の資格の有効期間は、資格を付与されたときから平成28年3月31日まで）となります。

1 受付期間

定期受付：平成25年2月1日から平成25年2月28日（土・日曜日及び休日を除く。）
9時から17時（12時から13時を除く。）

また、申請は随時に受け付けていますが、資格の審査及び確認等の手続きに所要の期間が必要なため、場合によっては入札に間に合わないことがあります。

2 受付場所及び郵送先

独立行政法人 水産大学校 総務部 経理課 契約係
〒759-6595 山口県下関市永田本町2-7-1 TEL 083-286-5112（総務部）
FAX 083-286-2292

3 提出書類（提出部数各1部）

- (1) 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（物品製造等）
 - (2) 登記事項証明書の写し（法人の場合）
 - (3) 営業経歴書
 - (4) 財務諸表類又は営業用純資本額に関する書類及び収支計算書
 - (5) 納税証明書（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号書式その3又はその3の2若しくはその3の3。以下同じ。）の写し
 - (6) 委任状（委任する場合のみ）
 - (7) 使用印鑑届（委任しない場合又は委任した場合でも本社（店）としても競争参加する場合）
- (注) ① (2)から(4)までに掲げる書類のうち添付することが著しく困難であると認められる書類がある場合には、当該書類の記載の事実を確認しうる他の書類をもって代えることができます。
- ② (2)及び(5)の写しを提出は、複写機等によって複写し、できるだけA4判の用紙

を用い、かつ、鮮明なものを提出して下さい。

- ③ 上記の提出書類は、番号順に整理の上 (ただし、ファイル等で綴じないこと。)、上記2の受付場所へ提出して下さい。
- ④ 郵送の場合は書留又は簡易書留郵便をお勧めします。
- ⑤ 長3封筒(80円切手を貼付し、封筒には「資格審査結果通知書」の送付先住所・社名・担当者名を記載して下さい。)も必ず提出して下さい。

4 提出書類の記載要領

- (1) 提出書類に使用する言語は、日本語を用い、ボールペン又は万年筆等(鉛筆や赤色は不可)を用いて楷書で明瞭に記載して下さい。なお、ゴム印を利用できる箇所は使用して差し支えありません。
- (2) 記載事項の基準日は、申請日の属する年の1月1日とします。ただし、随時受付の基準日は申請の直前の日とします。

なお、決算に関する事項については、基準日の直前に決算の確定した日とします。(仮決算は認めておりません。)
- (3) 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(物品製造等)に使用する印は、代表者の実印(登録印)を押印して下さい。

なお、社印等登録されていない印は、押印しないで下さい。
- (4) 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(物品製造等)は、本社(店)で作成して下さい。従って、申請者は本社(店)の代表者となります。
- (5) 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(物品製造等)の作成方法は、次のとおりです。
 - ① 様式上、「※」に該当する項目は、記載しないこと。
 - ② 「01 定期・随時の別」欄は、該当する申請区分の番号(1又は2)に○印を付して下さい。
 - ③ 「02 新規・更新の別」欄は、今回の申請分はすべて新規として取り扱いますので、「1 新規」に○印を付して下さい。
 - ④ 「03 組合・公益法人・個人・その他の別」欄は、該当する申請区分の番号に○印を付して下さい。
 - 1 組合…企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会の場合
 - 2 公益法人…公益法人の場合
 - 3 個人…個人で事業を営んでいる場合
 - 4 その他…それ以外の場合
 - ⑤ 「07 適格組合証明」欄には、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)第2条第1項第4号に該当する組合について、経済産業局長又は沖縄総合事務局長が発行する官公需適格組合証明書の取得年月日及び番号を記載す

る。

- ⑥ 「09 住所」から「14 FAX電話番号」までの各欄は、次により左詰めで記載する。
(ア) フリガナの欄は、カタカナで記載し、その際、濁点及び半濁点は1文字として扱うこと。

なお、「09 住所」欄の都道府県名及び「10 商号又は名称」欄の株式会社等法人の種類を表す文字には、フリガナは記載しないこと。

- (イ) 「09 住所」欄での丁目、番地は、「- (ハイフン)」により省略して記載すること。

(例)

シ	モ	ノ	セ	キ	シ	ナ	カ	ヽ	タ	ホ	ソ	マ	チ						
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--	--	--	--	--	--

山	口	県	下	関	市	永	田	本	町	2	-	7	-	1					
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--	--	--	--	--

- (ウ) 「10 商号又は名称」欄での株式会社等法人の種類を表す文字には、下表の略号を用いること。

種類	株式	有限	合資	合名	協同	協業	企業	財団	社団	合同	有限責任
	会社	会社	会社	会社	組合	組合	組合	法人	法人	会社	事業組合
略号	(株)	(有)	(資)	(名)	(同)	(業)	(企)	(財)	(社)	(合)	(責)

(例)

ス	イ	サ	ソ	シ	ヨ	ウ	テ	ソ											
---	---	---	---	---	---	---	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

(株)	水	産	商	店															
-----	---	---	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

- (エ) 「11 代表者氏名」欄での氏名(フリガナを含む。)については、姓と名前との間は1文字空けること。

なお、代表者の役職には、フリガナは記載しないこと。

(例)

ス	イ	サ	ソ		タ	ロ	ウ												
---	---	---	---	--	---	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

水	産		太	郎															
---	---	--	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

- (オ) 「12 担当者氏名」欄は、上記(エ)と同様に記載すること。

- (カ) 「13 電話番号」・「14 FAX電話番号」欄は、担当者の連絡先を記載すること。

なお、市外局番、市内局番及び番号は、それぞれ「- (ハイフン)」で区切り、()は用いないこと。

(例)

0	8	3	-	2	8	6	-	5	1	1	2								
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--

- ⑦ 「15 主たる事業の種類」欄には、営業実績の割合等から主たる事業の種類のいずれか一種類を選択して該当の番号に○印を付して下さい。

1. 物品の製造…「日本標準産業分類」の大分類E-製造業をいう。

[a ゴム製品・b その他]についても○印を付して下さい。

2. 物品の販売…「日本標準産業分類」の大分類I-卸売業、小売業をいう。

[c 卸売・d 小売] についても○印を付して下さい。

3. 役務の提供等…「日本標準産業分類」の大分類F－電気・ガス・熱供給・水道業、大分類G－情報通信業、大分類H－運輸業、郵便業、大分類J－金融業、保険業、大分類K－不動産業、物品賃貸業、大分類L－学術研究、専門・技術サービス業、大分類M－宿泊業、飲食サービス業、大分類N－生活関連サービス業、娯楽業、大分類O－教育、学習支援業、大分類P－医療、福祉、大分類Q－複合サービス業及び大分類R－サービス業（他に分類されないもの）をいう。

[e ソフトウェア業又は情報処理サービス業・f 旅館業・g サービス業・h その他] についても○印を付して下さい。

4. 物品の買受け…ただし、国有林野事業特別会計で行う林産物の買受けを除く。

[i 立木竹・j その他] についても○印を付して下さい。

⑧ 「17 希望する資格の種類等」欄は、物品の製造、物品の販売、役務の提供等、物品の買受けのうち、希望する資格の種類を選択（複数選択可能）して□に○印を付して下さい。

さらに、選択した資格の種類ごとに扱っている営業品目を選択（複数選択可能）し、□に○印を付して下さい。なお、営業品目の具体的事例は別表のとおりです。

⑨ 「18 製造・販売等実績」欄は、①直前々年度分決算及び②直前年度分決算の欄に、財務諸表類の損益計算書の「売上高」の金額（建設工事、測量及び建設コンサルタント等を除く。）を記入して下さい。なお、決算が1事業年度1回の場合は、右側のみ（半期決算の場合は両方）に記載する。次に、③前2か年間の平均実績高は、①と②の金額の平均を記載する。

(ア) ① 直前々年度分決算とは、直前年度の前の1年間の決算のことです。

(イ) ② 直前年度分決算とは、平成25年1月1日より前に確定した直前の1年間の決算のことです。

(ウ) 個人企業から会社組織に移行した場合、他の企業を吸収した場合等にあつては、移行前の企業体、吸収前の企業体等の実績（ただし、申請者が行っている事業に関わるものに限る。）を含めた実績を記載する。

(エ) 適格組合にあつては、組合と構成組合員のそれぞれの実績（申請をする事業と同じものに限る。）の合計を記載する。

⑩ 「19 自己資本額」の欄には、直前年度分決算の値を記載する。なお、適格組合にあつては、組合と構成組合員のそれぞれの値の合計額を記載する。

「① 払込資本金」

(ア) 「直前決算時」の欄は、財務諸表類の貸借対照表より、払込資本金を記載する。

(イ) 「決算後の増減額」の欄は、直前年度決算後に資本金の増減があつた場合に該当金額を記載する。

(ウ) 「合計」の欄は、上記の2つの金額を足した金額を記載する。また、() には、外国資本の金額を再掲する。

「② 準備金・積立金」

(ア) 直前決算の欄は、財務諸表類の貸借対照表より、法定準備金（資本準備金＋利益準備金）＋任意積立金を記載する。

(イ) 剰余（欠損）金処分の欄は、「利益処分」の準備金・積立金を記載する。なお、準備金・積立金から取り崩した準備金・積立金がある場合は、その額を差し引いた額を記載する。

(ウ) 決算後の増減額の欄は、直前年度決算後に準備金・積立金の増減があった場合に該当金額を記載する。

(エ) 合計の欄は、上記の3つの金額を足した金額を記載する。

「③ 次期繰越利益（欠損）金」

(ア) 剰余（欠損）金処分の欄は、「利益処分」又は「損失処分」の繰越額を記載する。

(イ) 合計の欄は、上記と同じ金額を記載する。

「④ 計」各項目の計を記載する。

- ⑪ 「20 外資状況」欄には、外資系企業（日本国籍会社を含む。）の場合に該当する会社区分の番号（1 2 3のいずれか）に○印を付するとともに、[]内に外国名を、()内に当該国の資本の比率をそれぞれ記載する。

なお、「2 日本国籍会社（100%）」とは100パーセント外国資本の会社を、「3 日本国籍会社」とは一部外国資本の会社をそれぞれいう。

- ⑫ 「21 経営状況」欄の流動資産（千円）及び流動負債（千円）には、直前年度分決算の貸借対照表の流動資産・流動負債を記載する。また、流動比率も記載する。

なお、適格組合にあっては、組合と構成組合員のそれぞれの値の平均値を記載する。

※流動比率は小数点以下第2位を四捨五入して下さい。

- ⑬ 「22 営業年数」欄には、会社設立後の営業年数を満年数で記載する。

なお、適格組合にあっては、組合と構成組合員のそれぞれの値の平均値を記載する。

※途中、休業期間のある場合は、その分を差し引いて下さい。

- ⑭ 「23 常勤職員の人数」欄には、常勤職員の人数を記載する。

なお、適格組合にあっては、組合と構成組合員のそれぞれの値の合計人数を記入して下さい。

- ⑮ 「24 設備の額」欄には、上記「17」で物品の製造を選択した場合に財務諸表類の貸借対照表の「有形固定資産」（ただし、減価償却後の額であること。）より、①機械装置類には、機械装置の金額、②運搬具類には、車両運搬具の金額、③工具その他には、構築物、工具器具及び備品、建設仮勘定並びにその他の金額（土地、建物〔その付帯設備を含む。〕は、含まないこと。）を記載する。

なお、適格組合にあっては、組合及び構成組合員の合計額を記載する。

- ⑯ 「25 主要設備の規模」には、上記「17」で物品の製造を選択した場合は、必ず当該業種に係る自社の主要設備をできるだけ詳細（品名及び台数）に記載する。

(6) 添付書類の作成方法は次のとおりです。

- ① 登記事項証明書の写し

登記事項証明書とは、商業登記法（昭和38年法律第125号）第6条第5号から第9号に規定する株式会社登記簿等が記載されている事項を証明した書面（同法第10条に規定する書面をいう。）の写しをいい、法人が提出する。

また、株式会社登記簿等の謄本「登記簿謄本」の提出とする。（3の（注）の①、②を参照）

② 財務諸表類

申請者が自ら作成している直前1年間の事業年度分に係る貸借対照表、損益計算書及び利益処分（損失処理）計算書（個人にあっては、これらに類する書類）をいう。

③ 納税証明書（国税通則法施行規則別紙第9号書式その3・その3の2・その3の3）の写し

直前1年間における法人税又は所得税、消費税及び地方消費税の納入状況についての税務官署が発行する証明書の写しをいう。

④ 委任状

本社（店）以外が競争参加する場合に提出して下さい。

提出は本社（店）の代表者となりますので、委任者太枠内の住所、商号又は名称、代表者職名、代表者氏名、印は本社（店）のものを記入、押印して下さい。

受任者太枠内はすべて受任者のものを記入し、使用印鑑は、見積もり、請求等に使用する印鑑を押印して下さい。

金融機関は銀行名等、預金種別、口座番号、口座名義に誤りがあると代金の支払いに支障がでますので、正確に記載して下さい。

なお、口座名義のフリガナは忘れずに記載して下さい。ただし、銀行コード及び支店コードは記入しないで下さい。

本社（店）のみが競争参加する場合は作成する必要はありません。

⑤ 使用印鑑届

印鑑は明瞭に押印して下さい。

取引銀行は銀行名、預金種別、口座名義、口座番号に誤りがあると代金の支払いに支障がでますので、正確に記載して下さい。なお、口座名義のフリガナは忘れずに記載して下さい。

（7）外国事業者が申請する場合の提出書類等の作成方法は、次のとおりです。

① 申請書の「09 住所」欄には、所在する国名及び所在地名を記載する。なお、日本国内に連絡場所がある場合には、その所在地を欄外に記載する。

② 登記事項証明書又は身元証明書及び納税証明書は、証明書等に代えて、当該国の管轄官庁又は権限のある機関の発行する書面とする。

③ 提出する書類等について、外国語で記載された事項については、日本語の訳文を添付する。

④ 申請書類の金額表示は、邦貨に換算する必要がある場合には、基準日における出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により換算して得た額を記載する。

(8) この申請によって登録された場合に参加できる競争契約の範囲は、物品・役務等に係る契約のうち登録業種に限られます。

5 申請書提出後の注意事項

申請書提出後において、次の(1)から(8)までに掲げる事項について変更があった場合には、速やかに競争参加資格審査申請書変更届（物品製造等）に必要な事項を記載の上、申請書を提出した場所へ届け出て下さい。

なお、競争参加資格審査申請書変更届を提出できるのは、申請者若しくはその後任者のみです。

また、(8)について変更があった場合には、再度、委任状を作成し、競争参加資格審査申請書変更届に添付の上、申請書を提出した場所へ届け出て下さい。

- (1) 住 所
- (2) 商号又は名称、電話番号及びFAX番号
- (3) 法人である場合は代表者の氏名、個人である場合はその者の氏名
- (4) 許可・登録等の状況
- (5) 営業所の名称、所在地、電話・FAX番号（営業所の新設及び廃止を含む。）
- (6) 取引銀行等の銀行名、預金種別、口座名義、口座番号
- (7) 使用印鑑
- (8) 委 任 状

添付資料

資格確認通知書の写し及び下記に記載するものを添付して下さい。

○法人の住所、商号又は名称及び代表者の氏名に係る変更の場合

登記事項証明書の写し

○個人の住所及び氏名に係る変更の場合

住所については住民票の写し、氏名については戸籍謄本（又は抄本）の写し

○希望する資格の種類又は営業品目の場合

資格審査結果通知書の写し

○希望する資格の種類に物品の製造を追加する場合

直近の財務諸表と申請書様式の設備の額及び主要設備の規模の欄と同様の記載をした書類（様式適宜）

6 申請の特例

この申請により本校の競争参加資格が得られることとなりますが、すでに国の機関又は独立行政法人（以下「他の機関」という。）の競争参加資格を有している場合は、「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（物品製造等）」及び他の機関から通知された「資格審査結果通知書」の写しを提出すれば、3の申請に必要な書類の(2)から(5)の提出は不要となります。

なお、「資格審査結果通知書」の写しを提出できないときは、当該「資格審査結果通知書」

の通知を受けた後に提出することができます。

7 その他

- (1) この申請により資格を得た者は、随意契約にも参加できることとなります。
- (2) 今回の申請時において会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続申請中の者又は民事再生法（平成11年度法律第225号）に基づく再生手続申請中の者は、手続開始の決定を受けた者（以下「更正手続等開始決定者」という。）となった後に、一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができます。

また、平成25・26・27年度一般競争（指名競争）参加資格の有資格者として確認を受けた後に更正手続等開始決定者となった者は、再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行うことができます。

なお、更正手続等開始決定者であって、再度の一般競争（指名競争）参加資格の審査の申請を行わないときは、一般競争（指名競争）において競争参加資格が取り消される場合があります。

別表

「営業品目の具体的事例」

資格の種類	営業品目	説明（具体的事例）
物品の製造 （物品の販売も同様）	(1)衣服・その他繊維製品類	制服、作業服、寝具等
	(2)ゴム・皮革・プラスチック製品類	タイヤ、かばん、合成皮革等、FRP製灯塔等
	(3)窯業・土石製品類	ガラス、陶磁器等
	(4)非鉄金属・金属製品類	アルミ、ブリキ、洋食器、鉄塔、鋼管、ボルト、ナット、ワイヤーロープ、刃物手工具、ブイ（標体）等
	(5)フォーム印刷	
	(6)その他印刷類	オフセット印刷、軽印刷等
	(7)図書類	書籍、新聞、出版等
	(8)電子出版物類	CD-ROM等
	(9)紙・紙加工品類	製紙、紙製品、紙袋、段ボール等
	(10)車両類	自動車、自動二輪、自転車等、清掃車、散水車、除雪車、ブルドーザー、フォークリフト、トラクター等
	(11)その他輸送・搬送機械器具類	航空機、ヘリコプター、自転車等
	(12)船舶類	
	(13)燃料類	ガソリン、軽油、ガス等
	(14)家具・什器類	木製家具、銅製家具、建具、事務机、椅子等
	(15)一般・産業用機器類	印刷機、製本機、ボイラー、エンジン、旋盤、造幣事業用機械器具、印刷事業用機械器具等
	(16)電気・通信用機器類	家電機器、照明器具、通信機器、音響機器、配電盤、交通管制機器、レーダー、交換機、伝送装置、通信ケーブル、蓄電池、発電器、遠方監視装置、レーダー雨量装置等
	(17)電子計算機類	コンピュータ、パソコン、汎用ソフトウェア等
	(18)精密機器類	計量機器、測定機器、試験分析機器、理化学機器、気象観測機器、光学機器等
	(19)医療用機器類	MR I、ベット等
	(20)事務用機器類	裁断機、複写機、穿孔機等
	(21)その他機器類	厨房器具、消火器具、消火装置、防災器具、自動車検査用機械器具、林業用物品等
	(22)医薬品・医療用品類	医薬品、医療用消耗品、X線フィルム、検査試薬、医療用ガス等
	(23)事務用品類	事務用品、文具等
	(24)土木・建設・建築材料	セメント、アスファルト、木材、石材、砂利、ヒューム管、道路標識、カーブミラー、スノーポール等
	(25)その他	運動用具、雑貨、動物、肥料、飼料、農薬、食料品、その他

「営業品目の具体的事例」

資格の種類	営業品目	説明（具体的事例）
役務の提供等	(1) 広告・宣伝	広告、映画、ビデオ、広報、イベント企画等
	(2) 写真・製図	写真撮影、製図、製本等
	(3) 調査・研究	調査、研究、検査等
	(4) 情報処理	統計、集計、データエントリー、媒体変換等
	(5) 翻訳・通訳・速記	翻訳、通訳、速記、筆耕等
	(6) ソフトウェア開発	プログラム作成、システム開発等
	(7) 会場等の借り上げ	会議施設借り上げ、設営等
	(8) 賃貸借	建物、寝具、植木、物品等
	(9) 建物管理等各種保守管理	清掃、警備、廃棄物処理、害虫駆除、機器保守、電話交換等
	(10) 運送	タクシー、ハイヤー、荷造り、運送、倉庫、旅行等
	(11) 車両整備	車両、航空機、ヘリコプター等の整備
	(12) 船舶整備	船舶の整備
	(13) 電子出版	CD-ROM製作等
	(14) その他	医事業務、検体検査、フィルムバッチ測定等の各種業務委託、その他
物品の買受け	(1) 立木竹	ただし、国有林野事業特別会計で行う林産物の買受けを除く
	(2) その他	鉄屑回収、古紙回収等